

## 申 入 書

2015年11月11日

京都市中京区西ノ京中御門東町134番地

株式会社セラマ 御中

京都市中京区西ノ京中御門東町136番地

株式会社らくらくクラブ 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高 篤 英 弘（京都産業大学法務研究科教授）

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電 話 075-211-5920

F A X 075-251-1003

（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴方に対し、冠婚葬祭互助契約及びらくらく積立契約の解約時の返金対応につき、下記のとおり申し入れします。

つきましては、本申入れに対する貴社の対応について本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公

表します。

## 第1 申入れの趣旨

- 1 株式会社セレマにおいて、同社との間で冠婚葬祭互助契約を締結して月掛金を支払った消費者が同契約を解約した場合に、当該消費者に対して、少なくとも、既払月掛金のうち確定した判決において無効とされた範囲の金額を、任意に返金することを求める。
- 2 株式会社らくらくクラブにおいて、同社との間でらくらく積立契約を締結して月掛金を支払った消費者が同契約を解約した場合に、当該消費者に対して、既払月掛金全額を任意に返金することを求める。

## 第2 申入れの理由

貴方は、貴方との間で冠婚葬祭互助契約及びらくらく積立契約を締結し月掛金を支払った消費者が、同契約を解約した場合に、株式会社セレマにおいては、互助契約約款中の、契約期間中に冠婚葬祭互助契約を中途解約した場合の払戻金について、所定の手数料が差し引かれる旨の条項（19条3項、以下「セレマ解約金条項」という。）に基づき、株式会社らくらくクラブにおいては、らくらくクラブ会則中の、契約期間中にらくらく積立契約を中途解約した場合の払戻金について、所定の手数料が差し引かれることとする条項（10条1項2号。以下「らくらくクラブ解約金条項」という。）に基づき、解約手数料の徴求を主張し、当該消費者の既払月掛金額から解約手数料を控除してこれを返金しないという対応をしている。

しかしながら、セレマ解約金条項及びらくらくクラブ解約金条項は、いずれも、事業者において中途解約により生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定めるものであり、また、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する契約条項であるから、消費者契約法9条1号及び同法10条に基

づき無効である。

この点については、すでに、セレマ解約金条項については一部の手数料を除いた部分を、らくらくクラブ解約金条項についてその全部を、それぞれ無効とした判決が複数出され、いずれも確定しているところである（大阪高判平成25年1月25日判例時報2187号30頁，最決平成27年1月20日，京都地判平成26年8月19日，大阪高判平成27年6月25日，京都地判平成26年11月14日，大阪高判平成27年6月26日）。

このように、セレマ解約金条項及びらくらくクラブ解約金条項について、各条項が無効であるとの司法判断が下されている以上、その司法判断に従った対応をするのがあるべき企業の姿といえる。

にもかかわらず、貴方は、上記各判決が出された後も、2件の訴訟で和解に応じるという姿勢は見せたものの、訴訟を提起していない消費者に対しては、未だに解約手数料を徴収し、任意の返金に応じていないと聞いている。しかも、平成27年10月5日付で、冠婚葬祭互助契約ないしはらくらく積立契約を解約した消費者らより、訴訟外で解約手数料相当額の返金を求められたにもかかわらず、これに対して何らの対応もしていないとのことである。

このように、司法判断を無視するばかりか、その司法判断に基づいて消費者らから対応を求められているにもかかわらず何らの対応を見せず、法律に違反した対応を続けるという貴方の姿勢は、甚だ不当なものというほかない。

以上から、当NPO法人は、貴方に対して、申入れの趣旨記載の対応を求めるものである。

当NPO法人としても、貴方が、上記司法判断に沿った対応を任意に行うのであれば、それはあるべき企業の対応として評価できるものであると考えている。